

離島等供給約款[高圧用]の変更内容について

2023年8月17日 北海道電力ネットワーク株式会社

供給条件の見直し内容

● 高圧で供給を受ける離島のお客さまの「料金以外の供給条件」の一部について、将来の電気料金低減に向けた業務運営の効率化の観点などから、以下の見直しを行います。

項目	概要
弁護士法人を通じた電気料金の 支払いの規定を追加	・当社が指定する債権回収会社を通じた電気料金のお支払いに、当社が指定する弁護士 法人を通じて電気料金をお支払いいただく場合があることの規定を追加します。
前受金および予納金の廃止	・電気料金の支払いにおける前受金および予納金について、業務運営の効率化等の観点から廃止します。
検針できなかった場合等の使用量 の取扱いの見直し	・お客さまが不在等のため検針できなかった場合および当社等が特別の事情により各月ごとに 検針を行わなかった場合の使用電力量の取扱いについて、お客さまとの協議による取扱いに 変更します。
電気料金の支払義務発生日の 見直し	・検針日から、当社等の検針結果等にもとづき、料金請求が可能となった日に変更します。
使用電力量の算定方法の見直し	・検針日における電力量計の読みによる差引きから、託送供給等約款に定める30分ごとの接続供給電力量の合計値に変更します。
使用電力量のお知らせに関する規定の見直し	・使用電力量や電気料金等に関するご請求情報等のご案内は、原則、電磁的方法 (「ほくでんネットワークWebサービス」等)によりお知らせすることに変更します。 ※当社ホームページからログインしていただくことで、毎月の使用電力量や料金などをご確認いただける サービス。
請求書等の表示月の変更	・業務用電力および契約電力500kW未満の高圧電力のお客さまについて、請求書等の表示月を検針月から使用月に変更するため、燃料費等調整の適用期間等についても使用月に対応する期間に変更します。